

令和5年度事業計画

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

令和5年度事業計画策定にあたって

引き続きコロナ禍の中ですが、感染拡大防止対策を講じた上で、出来ることを模索しながら方法を工夫し、会員向けの交流会や講習会をはじめ、各種行事等を順次再開してまいりました。

しかし、事業運営において、エネルギー及び原材料の価格高騰や、規模の大きな受託契約の終了もあり、経営への影響や契約金額の減少も避けられない状況となってきております。また、インボイス制度の開始に伴う税負担の増加も予想され、より一層の経営管理が求められております。

令和5年度はこうした背景を踏まえ、経済情勢と税制改革にも対応した法人運営と、課題である会員の確保と就業開拓に積極的な施策を検討し展開してまいります。

その前提として、運営に必要な財源を確保するため、経費の見直しと削減、事務の効率化を重点に進め、会員の就業においては、安全第一を掲げ、高年齢化に対応した安全就業の徹底を図り、事故件数の減少に向け組織的に取り組んでまいります。

また、会員の就業先確保のため、就業開拓を重要課題として掲げて取り組み、その結果がさらなる会員及びお客様の満足度維持・向上につながるよう努めてまいります。

以上の基本的な考え方を念頭に置き次の基本方針を定め、事業計画及び年度末数値目標を策定いたしました。

－ 基本方針 －

1 広報の充実

会員確保とターゲットを絞った就業開拓を図る。

2 調査・研究及び相談事業の充実

事業に関する各種調査研究と結果の検証、及び会員等の相談事業を実施する。

3 就業機会の拡大

シルバー人材センターに適した就業機会の確保に努める。

4 組織・会員の資質向上

役職員及び会員の資質向上を図る。

5 安全就業の強化

安全就業を支える組織の充実と安全対策の強化を図る。

6 適正就業の推進

適正な就業形態を確保する。

7 会員の確保

退会会員の抑制及び新入会員の確保に努める。

8 事業運営体制の強化、充実

公益社団法人としての適正な事業運営に努める。

事業計画

基本方針に沿って次のように実施します。

1 広報の充実

- ① 会員募集や事業PRのチラシを全戸配布する。
- ② 町主催の各種イベントに参加し、普及宣伝活動に努める。
- ③ ホームページやメール配信機能を活用した会員への情報発信を強化する。

2 調査・研究及び相談事業の充実

- ① 事業実績の分析、会員や発注者の要望の把握に努める。
- ② 入会相談、就業相談を実施し丁寧な説明対応をする。
- ③ 入会説明会を多様な方法で開催できるように努める。

3 就業機会の拡大

- ① 会員への就業情報の発信や就業開拓に向けた組織的活動を推進していく。
- ② シルバー派遣事業の受注に向けた準備と事業開始に努める。

4 組織・会員の資質向上

- ① 役員を中心とした各委員会活動の主体的運営と活性化を図る。
- ② 各種講習会、勉強会、教室を企画する。
- ③ 東京しごと財団主催の各種研修会、講習会への積極的参加を促す。

5 安全就業の強化

- ① 各就業先における危険予知活動の実施をする。
- ② 自転車をはじめとした交通安全対策を実施する。
- ③ 夏場の高温化での作業負担の軽減を図る。

6 適正就業の推進

- ① 東京しごと財団による指導事項を基に、適正な契約を進める。
- ② 就業マニュアルを整備・更新し、適正就業の推進に努める。
- ③ 現場パトロールの強化と現場レベルでの適正就業の浸透。

7 会員の確保

- ① 会員への入会特典の検討、入会説明会の拡大開催等の方策を講じていく。
- ② 会員によるサークル活動を推進していく。

8 事業運営体制の強化、充実

(1) 会議の開催

名 称	開 催(予定)
総 会	定 時 総 会 年 1 回 (6月)
理 事 会	定 例 会 年 1 2 回
三 役 会 議	年 1 2 回
事 業 ・ 広 報 委 員 会	年 1 1 回
安 全 ・ 適 正 就 業 委 員 会	年 9 回
理 事 ・ 監 事 選 考 委 員 会	随 時

(2) 委員会活動の活性化

事業・広報委員会及び安全・適正就業委員会の効率化を図る。

(3) 事務局体制の強化

- ① 個人情報の保護と必要情報の提供に努める。
- ② 事務の効率化と経費の削減を徹底する。
- ③ 人事考課及び面談を活用した職員の資質向上に努める。

年度末数値目標

1 会 員 数	男 340人	女 130人	計 470人
2 平均就業率	80%		
3 平均就業実人員	376人		
4 就業延人員	51,000人日(4,250人日×12ヶ月)		
5 受託件数	公 共	680件	
	民間・企業	800件	
	民間・家庭	800件	
	計	2,280件	
6 契約金額	公 共	110,500,000円	
	民間・企業	78,436,000円	
	民間・家庭	15,690,000円	
	計	204,626,000円	

三役会議の主管事業

- ① 役員を中心とした各委員会活動の主体的運営と活性化
- ② センター事業の経営状況の分析や改善
- ③ インボイス制度への対応と事業運営の検討
- ④ 第2次中期事業計画の策定
- ⑤ 理事会上程議案等の審議
- ⑥ シルバー派遣事業の検討
- ⑦ 就業開拓に向けた委員会等の創設
- ⑧ 仕事別グループリーダー会議の開催
- ⑨ 会員研修の開催(接遇研修など)
- ⑩ 危機管理体制の強化(減災と危機管理、苦情対応など)
- ⑪ センター事業に係る情報収集及びその情報の提供

事業・広報委員会の事業計画

会員がシルバー人材センター事業へ参画することで一層の活性化を図り、就業や地域での活動を通じて生きがいづくりや健康維持につなげ、また、センター事業を広く普及させ拡大していくことを目的に、次の事業を実施していきます。

- (1) 会員の資質や充実度、技能の向上を高めるため、次の事業を行うとともに、東京しごと財団や第6ブロックで実施する研修会等への参加を促します。
 - ①植木剪定講習会
 - ②パソコン勉強会
 - ③いきいき美容教室
 - ④映画上映会
 - ⑤携帯・スマホ講座
- (2) ワークプラザ作業室を活用した事業や、女性会員向けの就業開拓など、新たな事業の開拓に努めます。
- (3) 就業の募集情報や会員向け各種イベント案内等を効果的に発信するため、事務局による「シルバーだより」を随時発行します。
- (4) ホームページを活用した会員への情報発信の強化、携帯電話への就業情報の配信等を行い、紙媒体に代わる効果的な情報発信をしていきます。
- (5) 入会説明会の説明内容を参加者に分かりやすいよう随時改善し、開催数を増やす等入会促進につなげていきます。
- (6) 会員の就業風景や諸活動の情報発信を行い、入会促進につなげていきます。
- (7) 町の刊行物に積極的に当センターの案内や広告を載せて、シルバー人材センター事業のPRを図ります。
- (8) 会員によるサークル活動が開始できるよう、グループの立ち上げや運営方法など検討していきます。
- (9) 地域貢献活動（町内清掃）を実施します。
- (10) 地域高齢者の生活を支えるワンコインサービス事業の実施や介護予防・日常生活支援総合事業の安定したサービスの提供に努めていきます。
- (11) 会員自らが主体的に参加できる場を設け、会員間の連携及び活性化を図ることを目的に、サークル活動の推進や各種会員交流会を開催していきます。
- (12) 会員の健康状態や就業状況を把握するため、会員現況調査を随時実施します。
- (13) センターに対する評価や要望を把握するため、お客様満足度アンケートを実施します。
- (14) 会員の意見を随時把握するため、センターに設置した意見箱を通して事業運営に反映していきます。

安全・適正就業委員会の事業計画

就業中の事故、就業途上における交通事故などの防止を図るため、会員の入会時年齢と在籍会員の高年齢化に対応した安全対策を推進し、また就業基準に関する要綱及び就業停止等に関する措置基準に基づき、適正な就業と就業機会の提供に努めていくために次の事業を実施していきます。

(1) 安全・適正就業委員会の開催

会員の健康と安全に関する事項について検討し、就業中・途上での事故を減ら

す対策や適正就業確保のため作業手順書(マニュアル)の整備及び更新を行い、安全かつ適正な就業を推進していきます。

(2) 安全・適正就業パトロールの実施

安全・適正就業委員による就業現場の視察巡回を適時行い、安全意識の徹底及び適正就業の推進を図ります。

(3) 安全対策推進員会議の開催及び連携を図っていきます。

(4) 「安全健康教室」を開催し、各関係機関と連携して講習等を実施し、安全就業や健康管理への意識を高めます。

(瑞穂町保健師等による講話、応急救護訓練、熱中症講習会、交通安全講習会等)

(5) 各就業場所における危険予知トレーニングの推進を行います。

(6) 自転車による事故防止のため、安全利用の講習等を開催し、ヘルメット着用の推進等対策を講じていきます。

(7) 夏期間の高温環境下における就業日数や時間等、負担の軽減を図っていきます。

(8) 機械器具の自主点検を徹底し、また機器類を安全に使用するために刈払機講習会やチェーンソー講習などを通じて操作及びメンテナンスを実施します。

(9) 安全標語を募集し、安全意識の高揚を図ります。

(10) 「安全だより」を定期的に発行し、安全に関する情報や、事故が起きた際の原因や対策を周知し、安全意識を高め、事故の未然防止に努めます。

(11) 「安全就業強化月間」を設け、パトロールの強化及び発注者への呼びかけ等を行います。

(12) 就業前の体操等を推進し事故の未然防止に努めます。

(13) 入会時から就業年数と年齢を重ねた高年齢会員を対象に、健康状態及び就業継続の意向を確認するための面談を実施します。

(14) グループ就業や一人就業の現場など、それぞれの就業実態の把握を行うため、就業上の悩みや問題点、改善すべき点などを一つ一つ確認する場を開設できるよう検討していきます。

(15) 安全就業への意識を高く持ち、安全対策の実施や取り組みが優れた仕事別グループや会員への表彰制度の創設を検討していきます。